

惣村の起源とその役割（上）

三浦圭一

【要約】和泉国の惣村は、十五世紀から十六世紀にかけて、紀州の根来衆・雑賀衆と一揆し、守護細川氏・戦国大名三好氏、さらに織田氏・豊臣氏を相手に、前後およそ百年間にわたって戦うという歴史をもっている。和泉国内の日根郡熊取荘と、大鳥郡若松荘中村の惣村を素材として、およそその百年間にどのような惣村の歴史が展開したかを、土地所有・商品流通・高利貸活動・身分編成を通して、明らかにしてゆきたい。そして、中世農民が獲得した歴史的成果と、なお克服すべき課題として近世農民が背負った問題を、農民の立場に立って考えてゆきたい。

史林 五〇巻二号 一九六七年三月

はじめに

わが国中世における村落は、鎌倉時代中末期をひとつの画期として、内部的構造とその歴史的役割を異にする。戸田芳実氏は、律令制の物質的基礎を変革した階層分解を前提とし、その過程で形成された家父長制的で階層的な中世前期の村落共同体を第一次の村落共同体とみ、中世後期に村落が法的主体として独自の法と組織をもつ、主として畿内①的な惣村を第二次の村落共同体として、区別している。

また石田善人氏は、中世の村落共同体はその全過程を通じて、つねに村落支配の末端機構としての機能と、村落支配に対抗する抵抗組織としての役割をになっていたが、しかし中世前期の村落共同体は支配機構の末端組織としての側面を強くもち、後期においては抵抗体としての性格がより強いとみ、すぐれて制度的・政治的観点に立って、前者の村落共同体を「惣庄」(鎌倉の惣)、後者を「惣村」(室町の惣)として類型化している。このようにわが国中世における村落共同体の問題は、その構造と歴史的役割に関して、

第一次、第二次または「惣庄」「惣村」と区別されているが、ここで取りあげようとしているのは、中世全体の村落共同体の全般的な問題ではなく、中世後期とくに十六世紀を中心とした、「惣村」がまさに権力支配にたいして抵抗組織として活躍する典型的な時代を、しかもその闘争において輝やかなしい歴史をもつ主として和泉国内における惣村を素材して分析をおこないたいと思う。

「惣村」の歴史が輝やかなしいのは「土一揆」との関連においてである。「土一揆」の研究については「惣村」の研究よりもさらに古く、そしてむしろ苦しい研究史をもっている。戦後における日本封建制研究における動向を、永原慶二氏は三つの段階に区別し、その第一期を一九四五年から一九五〇年頃までとし、研究の基本が「克服すべき対象」「悪しきもの」に封建社会という価値基準に従って展開され、この研究は国民の「反封建」実践のための知的武器として利用され、いわば国民的实践に直結していたと特徴づけられている。そこで土一揆研究も活発であり、惣村内部の秩序、階層の問題、土一揆の指導者の問題など実証的な面、さらに土一揆とヨーロッパ中世における農民一揆

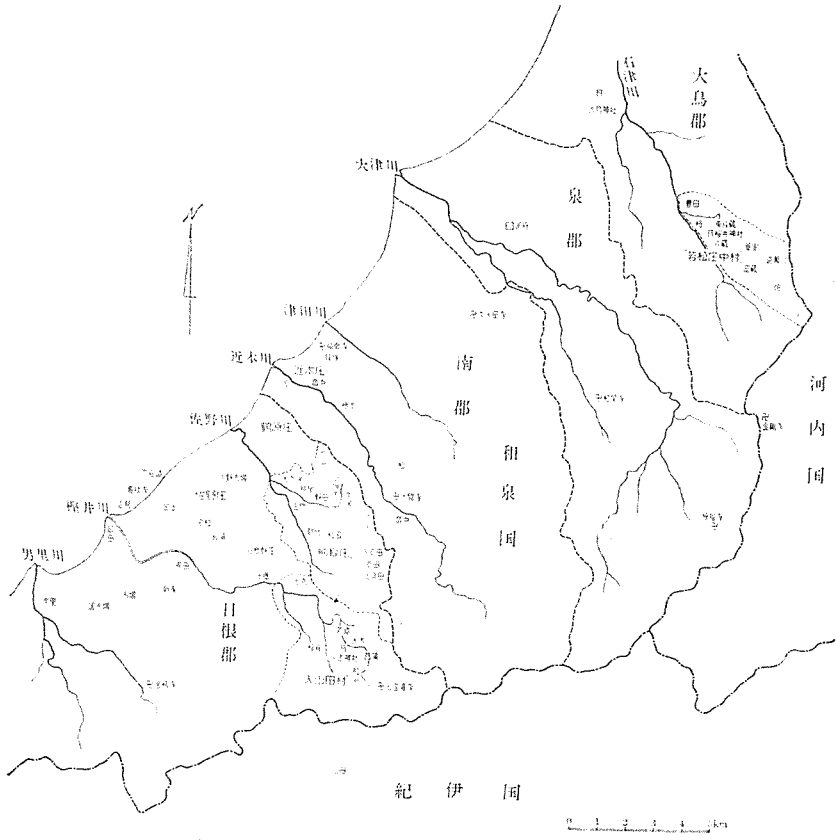
(たとえばドイツ農民戦争)との対比に関する理論問題が深められた^④。しかし一九五〇年頃から一九六〇年頃までの第二期では、「なご悪しき封建」という実践的問題意識は残っていたが、農業経営と農民の存在形態、社会的分業と流通の問題、領主制支配の問題等、社会構成の全体を統一的に把握しようとする方向」にむかい、一面ではアカデミックスな傾向を強め、現実との直結性は稀薄化した^⑤。どちらかといえば土一揆をぬきにした惣村の経済構造が独自の課題として追究される傾向をおびた^⑥。しかし一九六〇年頃以降今日までの第三期は、「従来の封建制研究が積極的、消極的の差こそあれ、西欧封建制ないしはそれから抽象される理念型を一つの基準として念頭におきつつ、それとの対比によって、日本封建制の姿をとらえようとする方法をとつていたことに対する、根本的な批判に向っている^⑦」。そして、「日本封建社会の歴史を東アジア史全体の展開のなかでみなおそうという試みがある。」という時期を迎えた。

そのような観点に立った「惣村」の評価を村田修三氏は次のように考えている。鎌倉時代中末期からの社会的生産

諸力の発展によって、従来在地領主の家父長的奴隸制の隷屬下にあった農奴の農民が、個別小経営を成立させるとともに、小農奴主¹地主を中心として組織されていた特権的村落秩序から体制的に疎外されていた広汎な小農民層が土地保有権を確保することによって、生産活動を進める中核的な小経営農民に成長した。そして小農奴主はいぜん再生産され、小農民の小経営が完全に自立再生産をおこないうる生産力の段階をむかえてはいないが、惣村的村落共同体の成員たる地位をえ、そのことによって小経営農民はその再生産を維持し発展させることが可能となった。このようにして、「惣村」は基本的には小経営農民が構成する政治的・経済的共同組織の性格を強めたとするのである。しかしこれに対して、峰岸純夫氏は批判を加えた。すなわち「室町・戦国時代における村落内部での階級矛盾（基本矛盾）は、萌芽的であれ、顕在的であれ、地主と農奴の農民との間で設定できるが、この時期の主要矛盾は荘園領主・國人領主階級連合と、地主、平百姓の惣百姓的農民統一戦線の間に設定しうる」とし、その段階での歴史過程として、下人、所従など、家父長制的に農奴主に隷属する農奴が部

分的に自立し解放することはみられるが、自立再生産の困難な小経営農民の下人化、隷屬化、いわば農奴化の方向が基本的であったとする^⑤。もちろん両者の業績をこの点にだけ凝集して対比させることは正しくないが、当時の勤勞人民にとって、惣村や土一揆がどのような意味をもったかという点では見解に相違がある。しかもそれはすぐれて、現実的な思想情況のもとで、人民に依拠した人民の歴史をどう叙述しなければならぬかという現実的な課題ともかわりをもつものである。

戦後土一揆はエンゲルスの『ドイツ農民戦争』との対比で問題にされた。しかし、一八四八年のドイツ革命が反革命に終わった後で、一九世紀におけるドイツ革命の歴史的前提を一六世紀のドイツ農民戦争のなかにみようとしたものを、一九六七年の日本において一六世紀の土一揆問題を明らかにするうえでどう適用するかということは、かならずしも解決された問題ではない。そのことを念頭におきつつ、ここで私は「惣村の起源とその役割」という小稿を草したが、それは、惣村の経済的実態、いにかえるならば、惣村内部の階級関係を明らかにしようとする側面を「起源」と



表現し、また一定の経済的土台をもつて成立し、その階級関係を反映する上部構造たる惣村の制度的、法的な側面を「役割」として表現することによって、いわば惣村をめぐる階級と身分の問題を明らかにすることにある。

- ① 戸田芳実氏「山野の貴族的領有と中世初期の村落」〔『ヒストリア』二九号〕
- ② 石田善人氏「惣について」〔『史林』三八卷六号〕
- ③⑤⑦ 永原慶三氏「戦後における日本封建制研究の思想的背景」〔『歴史評論』一八四号〕
- ④⑥ 木村礎氏編『日本封建社会研究史』(第二章第三節三郷村制と土一揆)
- ⑧ 村田修三氏「日本封建時代の土地制度と階級構成」(その中の第四章)(歴史学研究会・京都地区歴史部門研究連絡協議会編『一九六四年、北京科学シンポジウム歴史部門参加論文集』所収)

⑨ 峰岸純夫氏「中世社会の階級構成」

「とくに『下人を中心に——』『室町・戦国時代の階級構成——』とくに『地主』を中心に——」(『歴史学研究』三二・三二五号)

一、惣村の起源

A 土地所有にかかわる問題

畿内地方においては、すでに中世の全過程を通じて、生産力の基本的な発展方向は集約化にあつた。^①封建的土地所有諸形態の全体が形成展開される段階では、在地領主のもとでの家父長制的な農奴主経営が、生産力を高める歴史的役割を担っていたが、鎌倉時代中末期を画期として、在地領主のもとでの農奴主経営が生産力を発展させることは期待できなくなつたのであり、農奴主経営を基礎として在地領主が所領支配を貫徹することは困難となり、^②在地領主は一般的に、勸農領主から流通領主へと変質し、また勸農の面からみれば、領主的勸農から農民的勸農に向つて変化してゆくことは既に明らかなくとも、^③農民的勸農の実現は主として畿内およびその周辺における集約経営の発展、小経営農民の簇生、ひいては惣村的村落共同体の形成の基盤とかかわりをもつものであつた。このことは、石田

善人氏がその村落共同体が「惣村」であるかないかを検証するための尺度として示した惣有財産の有無と次の様な点でかわりをもつ。氏は惣有財産が成立する過程として、売得や地下預りなどがあるという。このように売得や地下預りの方法を通じて、それが惣有財産となること、すなわちそれが農民的剰余となるためには、勤労にもとづいた農民的土地保有権が確保されて、農民的剰余がすぐれて歴史的に形成されていたことを一般的に認める必要がある。ここでは、一般的な農民剰余の成立を、和泉国日根郡熊取荘の具体的分析を通じて明らかにしたいと思う。^④

(1)本年貢(公方年貢) 『莊園領主的・國人領主的土地所有 中世の売券類に「上米・公方何斗何升」と書いて、売買された田畠にたいする上級の土地所有者の収取を明示するものがある。このような「上米・公方」とは、本来、莊園領主や半済法などを通じて莊園を事実上分割領有した守護や在地領主に納入する本年貢を農民的立場から表現したものである。莊園領主的・國人領主(在地領主を意味する)的土地所有にもとづく現物・貨幣地代をさすものである。いま中家文書を中心として、十五、十六世紀段階で本年貢

の収取者がどのようなものであったかを明らかにしたい。

守護・守護給人 中家文書では「公方中沢殿方」「公方行松給分」「上米行松方知行」「公方へ国方」などが拾いあげられる。「国方」が守護方を指すものであることは、『政基公旅引付』にも散見されるところである。^⑤「中沢殿」とい

うのは永正八年(二五一一)十月九日の乙丸畠地券などにみえるものであるが、これは和泉上守護代中沢新兵衛尉重貞かその一族であろうと思われ、熊取荘に在地するのではなく堺に居住していた。^⑥行松氏は熊取荘内に館を構える守護被官であった。^⑦以上のようにに在村するかしないかにかかわらず、公方年貢とはまずその一つは守護家臣、被官に納入すべき年貢を示しているとみられる。

村落内外の神社仏寺 「公方大宮免」「公方大宮節句免」「公方大宮三月三日免」「公方野田宮」「公方岡本地下堂免」などとみえる一群がある。大宮、野田宮は熊取荘内の神社であり、岡本堂は現在泉佐野市内羽倉崎東南の岡本にあった寺社ではないかと考える。これら「免」は荘園領主・守護から仏神免として与えられたものであって、社寺の仏事神事の費用にあてられると同時に、社殿堂寺の修理料にも

充当されるし、三月三日など節句など特定な使用目的をもって与えられたものもあった。

池 「公方道立ノ池」「公方向代池」「公方池領」「公方ヲ中ノ池免」などと記載されるものがある。この「道立ノ池」「越中池」は熊取荘内の池である。^⑧この他の諸池が現在確認されるものは多くないが、かつて荘園領主・在地領主が勸農權を掌握していた段階で、与えられていた池免がそのまま継承されていたであろうし、また当時農民自身が築いた新池に対しても、池免を獲得することもあった。

その点で池免獲得は荘園的法体系内での合法的な手段を残していたものと思われる。当時、和泉国において領主的勸農の事実は殆んどなく、大部分が農民的勸農に与えられていたことは、犬鳴川からの用水樋修理が、日根野荘・入山田村さらには隣接する上郷・長滝荘などの農民の美事な協同作業によっておこなわれたという『政基公旅引付』文亀二年九月一日条の記録に明らかるところである。

番頭 「中家文書」享祿三年(一五三〇)十月「長松庵田地売券」によれば「上米へ神領方四人番頭之衆の酒にて候」と注記されている。番頭給は本来荘園支配の末端につらな

る番頭の役務給として与えられ、もともとその給分は荘園制支配に実質的な効果を与えていたが、十六世紀当時の番頭給は、一面で上層農民の頽廢性を与えていたことに注目される。近江堅田の「本福寺跡書」の次のような記録はそのような傾向のあったことを端的に物語っている。

隣郷イカナル里ニモ、老ニ成テ得分アリ、堅田ニモ浦々ヨリ、河役ヲトリテ社中ニ食コトアリ、ナクサミアリ、番頭キウアリ、御門徒ノ老ハナニヲカフリテナクサマンヤ、道場ノモノヲタクウタコソトクヨ、ツカフタコソ得ナレト、アレニカクシ、コレニカクシ、クイツヤスハカリナリ、是カスイフンノ老ソト心得タリ、永正七ヨリ天文七年ニ至テ、サイハンノ老カクノコトシ

以上の例示からもわかるようにこの場合の本年貢、公方年貢は、本来、荘園領主さらに在地領主の封建的土地所有のもとで、いわゆる職の秩序のもとにその分割所有を許されて発生するものであった。しかし鎌倉時代中期以後、その職の秩序は次第に崩れはじめ、中世末になるとそれはきわめて制限されたものとなっていくた。そして、本年貢を寺社免・池免などとしてではなく、売買を通じて農民が合法的に獲得する事態が広範に起ってきた。たとえば「中家

文書」のなかに、

(上略)

合三斗八升

下地へ行松方知行也、作人サツテ太三郎、

右かのうわ米へ行松方知行分

(下略)

という内容のものがあり、守護給人行松盛吉が、守護給分乃至は私領として知行していた田地の本年貢部分を中家に売却しているのである。ここで売得した中家が守護給人として守護領国支配の統治権の末端の一部を分有したり、在地領主としての一つの歩を進めたかというところならずしもそうではない。さらに中家は天文二十四年(二五五五)二月に、根来寺松室坊内大弐公が買得相伝していた紀伊国名草郡岩橋荘の半分を直錢一三八貫文で買得している(質流れの可能性もある)。ここで中家が荘園を買得し、本年貢を收取する立場に立ったのであり、形式的には他方の小荘園領主となつたのであるが、果して彼が荘園領主階級かというところではない。中家はあいかわらず農民身分の家である。荘園領主的諸職がなお存続し、荘園領主的・国人領主的

土地所有が、十六世紀段階また残存していたとはいえず、農民の剰余は右のような形で、荘園法的合法性を利用し、しかも荘園法的秩序を實質上破壊しながら形成されてきていたのである。

(2) 加地子（作間）——地主的土地所有

いかに荘園領主的・国人領主的土地所有の変容過程を論じても、それが自から消滅するわけではないし、惣村の「起源」を明らかにするうえで、副次的な側面を示すにすぎない。中心はやはり加地子の問題にある。宮川満氏は、加地子収取者——地主的占有と作人的占有という占有形態の分化と、それを反映する職が加地子名主職と作職に分解しているような構造をもった村落を、典型的な郷村共同体とみ、先進地帯ほど、また時代が下るほどその傾向が強いことを明らかにした^③。宮川氏のいう郷村共同体というのはいわゆる惣村的共同体を指すのであるが、その「起源」を論ずるに当って、生産力の発展にもなう地主的占有（宮川氏はこれを加地子領主的土地所有にもとづく占有であるとしてらえている）の形成、すなわち地主的剰余の一般的成立を重要な基軸にすえようとしている。ここではこのような地代を実現する土

地所有を封建的所有の一つの形態である地主的土地所有としてらえておく^④。

黒川直則氏は「加地子名主職」の具体的内容を次の様にみている。(1)まず得分権をあらわすにすぎず、何んら下地に対する権利を含むものではない。したがって独自の加地子徴収の体制や作人に対して耕作権を没収する権利は含まれていない。(2)加地子名主と作人の間で本来身分的な隸属関係はともなわない。(3)加地子名主職は、農民の手許に一定の剰余生産物をうみだす一方、国人領主・荘園領主がそれらを全一的に吸収しえないような歴史的段階において形成される。(4)加地子名主——作人、また作人——下作人という関係は契約売買関係として成立するものであり、上級領主権の承認を必要としない^⑤。以上である。このようにみても、加地子は地代ではないのか、加地子名主を加地子収取者として、すなわち加地子名主を支配階級たらしめているものは、なまの暴力なのかというもつとも重要な問題は解けなくなる。このことを念頭に置きながら中家・成真院の加地子集積の状態を分析してみよう。

まず中家・成真院の加地子集積に投じた米銭を表にして

第1表 中家・根來寺成真院 加地子集積関係表

年 代	年間	中 家			成 真 院		
		銭	米・雜穀	筆数	銭	米	筆数
応永9～明応9 (1402～1500)	99	25,450文	2.0石	17	—	—	—
文亀1～永正7 (1501～1510)	10	95,200	—	41	—	—	—
永正8～永正17 (1511～1520)	10	109,600	0.55	44	6,600文	—	3
大永1～享祿3 (1521～1530)	10	62,350	2.00	31	34,500	—	9
享祿4～天文9 (1531～1540)	10	362,260	1.8	138	110,300	2.5石	23
天文10～天文19 (1541～1550)	10	255,800	1.25	80	402,050	21.3	193
天文20～永祿3 (1551～1560)	10	254,450	1.0	24	423,750	64.8	76
永祿4～元亀1 (1561～1570)	10	14,300	8.5	7	45,350	16.7	13
元亀2～天正8 (1571～1580)	10	22,000	47.0	9	—	5.5	2
天正9～天正19 (1581～1591)	11	—	27石余 3大豆	37	7,500	94.0	15

かかけると第一表の通りである。⁹⁹ 売券のなかから、具体的な負担形態を明らかにしうる史料を二例抄出する。

(a)合五十歩 開 加地子五斗五升 此内一斗

五升へ高藏寺へ寄進⁽⁹⁸⁾

取四斗

(b)合一反 公方一石七斗代

加地子一石窪村へ出

作間三斗代

などとみえるものがある。まず史料(a)は「開」とあるところから、新開田であることが推定される。十六世紀の売券で「新田」「新開」などと註記された売券はかなりあり、小規模な開墾を想定させるが、このような新開田に「公方年貢」すなわち本年貢記載のあるものが比較的少ないことは、このような田畠が、荘園領主の検注をあまりうけず、荘園領主にとっては「隠田」、農民にとっては保有権のきわめて強い田畠であったことを示している。そしてその生産物は農民的剰余の重要な一部分をなしていたことがわかる。この五十歩の新田の加地子は合計五斗五升で、うち一斗五升分はすでに高藏寺⁽⁹⁷⁾に寄進されており、ここで売買されたのは四斗分である。(b)は、本年貢一石七斗が課せられているほか、一石は窪村(熊取荘久保)へ、そして三斗がこ

の売買の対象である。したがってこの一反の田地には莊園領主権と、窪村という垣内の集落全体の規制と、そして新しい加地子名主の支配という三者の規制をうけ三者の進止に属していたのである。(a)(b)ともに直接耕作者にたいして加地子名主が排他的な家父長的隸屬を強いることは困難なようにみえる。加地子名主職は耕作権を作人に保留したまま、その余剰部分を売却することによつて成立するものであるが、第一表として掲げたものなかにも、いわゆる加地子名主職の散りがかり的所有關係を示すものを多く数え中家・成真院が全ての下地に対して排他的な進止権を獲得したものとはいえない。しかし売券のなかには「未進なくば作末代」と注記するものがあり、加地子を未進した場合作職没収の法的主体を加地子名主が持つていたことを示している。さらにこの点について具体的な史料を示すと、

(上略)

西堂ノ上田儀、加地子無沙汰ニテ、^(中)蜜左近御腹立候て、彼作之儀被取上候、然共、成真院へ色々わひ事申候て、彼作之儀請申候、重而無沙汰仕候へ、彼作御上可給候(中略)

永祿十一年三月廿日

大二郎衛門大郎(略押)

成真院

まいる

熊取莊大浦村衛門太郎が西堂の上にある水田の作職をもつて耕作していたが、中左近に加地子未進をしたため、中家から作職を没収された。しかし中家氏人成真院に託を通じ、作職還付をうけたのである。そして以後加地子未進のないことを誓い、未進した際に作職を没収されることは当然受けるべき処置だとしている。ここで没収・還付の対象となっている「作」とは耕作権とは別な作職であるから耕作権の没収を意味するものではないとも考えられるが、註⑯でふれておいたように、ここでの「作」は耕作権そのものの没収と考えた方が妥当であろうと思う。さらに加地子未進によつて加地子名主に首を切られるということも、また地主——作人關係のなかで合法と認められている史料もあり、このことについては改めて後述するが、黒川氏がいうように加地子名主の権利が弱く、作人の耕作権が強くて、両者の關係が契約売買關係だけをもつ、温和な關係であるともみられることを一般化することはできない。

そこで加地子未進にさいして、加地子名主がどのような

措置をとるか、すなわち地主的土地所有をどのように貫徹させてゆくかという問題についてふれてゆこう。

〔端裏書〕「永・九・十二月廿四日ニきわめし」

ツホノノモノ
中ノ

色々佗言申て相果候文書事

八坪明ノハサマトウノムカ井此三坪ノ本米大分ニなり申候を

クホ又五郎 (垣内) カイトノヲウシヲモツテ、サマノ御わひ事申候て

相はて可申候、

永禄十年ヨリ

九石ニテわひきり候て永禄十年ヨリ六年ノ間ニ一石五斗ツ、

ワタシ可申候、

万一徳政行候共、違乱不申候、サタマル分米下可申候、

永禄十年ヨリ

二石五斗ハトウノムカキノ田地衆中ヨリ永禄十年ヨリ五年ノ

内ニ五斗ツ、可渡可申候

クホノ源三郎 (略押) チャノ木ワラノ源二郎

あつかい衆 木ノ下又五郎 ミヤノかいとの与七 (略押)

大ラノ衛門太郎

永禄九 十二月廿五日ニ

成真院

まいる

熊取荘窪村の又五郎とミラカ源三郎の二人が堂ノ向にある田地の本米を、根来寺成真院に未進していたので、垣内の仰にしたがって謝罪し、永禄十年(一五六七)から未進を返済する方法を示したものである。その方法とは未進したうち九石分は未進作人が毎年一石五斗宛六ヶ年間に返還する。まだなおそれでも足りない二石五斗分は、未進当事者又五郎と源三郎とともに、堂ノ向の田地を耕作する農民が田地衆中として連帯責任をもって五斗宛五ヶ年間に返済するというのである。未進当人・田地衆中の又五郎、源三郎、与七、衛門太郎が居住するのは窪、宮垣内、大浦、木ノ下という垣内の集落で、近世にそれらは久保村という行政村となつた。〔チャノワラ〕「ミラカ」は未詳であるが、窪などと同様もと久保村の内部にいくつか点在する垣内の集落であつたと考えられる。堂ノ向の成真院加地子田を耕作する者の連帯保証体制がしかれていたことが注目される。それが共同耕作している者ではないことは、又五郎、源三郎と二人だけに未進当事者が明示されていることによつても明らかであり、この当事者二人の複合経営の可能性はあるとしても、原則として個別経営であつたこともわかる。

経営不安定な小経営農民の連帯保証体制、いいかえるならば垣内の規模での地下請体制が、地主的土地所有を実現する一つの制度的構造であった。

加地子分の二重、三重の売却によって加地子名主職所有者が横へ増加することがみられ、地主的土地所有者内部での利害の対立が深まると同時に、一方では地主が加地子収取の確保をはかるために、地主階級としての結束を強めざるをえない。またこの地主的土地所有のうえに莊園領主・国人領主的土地所有が重層的に存在し、この領主階級が本年貢に加えて段銭などを増徴すると、あくまでも農民身分であつて村落の代表者たる地主階級との対立を深め地主階級相互の結集を強めるとともに、その増徴部分は、当然、加地子分と加えて地主のもとにある作人、耕作者に転嫁され、かれらの再生産をさらに困難にし、一方では小経営農民相互の連帯保証体制を政治的に強めて、惣村結集への傾向を強める。と同時に、他方小経営農民が余剰部分を更に売却して、小作人に転落し、地主のもとへの加地子名主職集積を促進するのである。地主階級がなお農民身分として、惣村のなかで農民の代表者としてとどまらざるをえない基

本的な理由は、かれらが農奴主経営をおこなつていたところにあつた。十六世紀の中家の経営実態を示す史料がないので江戸初期の一般の状況を加えながら、少しふれておこう。

江戸初期、中家が熊取谷の農民一同から訴えられたことがあつた。それはきわめて多岐にわたる非法条々が対象となつてゐるが、そのうちの一条をみると、

一、谷ノ家よミの事われのほしきまゝに御よミ被成候て、われわれ迷惑仕候、かたねて家よミ被成候共、中左近・左右衛門御出被成候事いやにて候、(中略) 又中左近・左右衛門内ノ者共も家をもちたるもの共ニハこれも家ヲかたくよミつけ、山(註)せんをへ御させて可被下候 (下略)

熊取谷にかかつてきた山年貢割付にあたつて、中家が中家の内者で家持ちのものを、その割当てからはずしたことが、一般農民にとっては非法とされたのである。これによると内者＝農奴的農民のなかにも、家もちと家もちでないものがあることがわかる。ここでは加地子名主と表現してきた地主の他の面、すなわち農奴主の具体的な家族構成、経営形態についてふれておく必要がある。中家の「内者」とい

えば、寛永二十年(一六四三)十二月二日の「備中国乙嶋村家付人付帳(写)」にみえる、有力上層農民の「内子」「下人」で家を持つものに似た性格のものであろう。²⁴⁾ ここにはその他に家持ちでない下男下女もおりこれは家内奴隸的な隸属農民であろうが、中核的な労働力ではなく、基本的には、家族持家持の農奴的な「内子」「下人」が上層農民の手作経営を支えたとみてよからう。中家の十六世紀における経営も、部分的には家内奴隸的隸属農民によったことを否定するものではないが、その手作地経営は家持ちや家を持たない内者(農奴)の経営に基本的に支えられていたであらう。それが他に隔って大きいことが中家の居住垣内たる御門村において村主としての地位を決定し、それが中家の農業経営のもっとも安定的な部分となっていたことは明らかであり、中家が農奴主階級の一面をそなえていたとみてよからう。

地主が村落内の支配階級でありながら、農民身分のものとして農民的惣村的村落の担い手として土一揆の指導者たりえたのは、農民がまさに領主から本年貢部分を獲得したことと逆のことが、すなわち守護勢が加地子名主職を否定

して農民的剰余を収奪しようとする動きがあったからである。そのことを次の和泉守護の動向は適確に物語っている。

今日定雄・長盛等越日根野、根来寺ニ所買得之加地子、悉従守護勘落、上守護披官ハ吉井、下守護ニハ齋藤之披官若林等令入、加催促云云。²⁵⁾

以上のことは、本年貢と加地子という剰余の全てをめぐって、まさに守護と地主が闘っていることを示唆するが、これが十六世紀における和泉国内の基本的な動向である。

小経営を自立させ家父長的農奴主などのもとから解放された小経営農民が共同体成員となることによって農民的惣村的村落共同体が「起源」したが、しかしそれら小経営農民が完全に再生産することのできない弱さが、新しい困難さをうんだ。すなわち地主的土地所有のもとでの地主——小作関係である。その小作人の田畠保有権は、以前の「一色作人」「間人」などに比較すると強固である。しかし貧農として惣村的村落共同体のなかで無権利にされてゆくことにおいて変りはなかった。しかも、「一色作人」や「間人」は特権的な村落秩序から排除され、差別されたけれども、すべてが封建的半プロレタリア農民ではなく、富農も

いた。だが十六世紀の小作人は、惣村的村落共同体成員ではあったけれども、下層の身分であり、村落共同体的秩序から排除されて、たえず下人化される危機と、封建的半プロレタリア農民になる危機との二つの道しか残されていないからだったのである。

いわゆる「惣村」は小経営農民のこの二つの危機を内包し、地主階段と小農奴主階段に指導され、安定的な小経営農民や複合家族により経営を支えた農民らの中核としつつ、法的主体を農民身分のものによって築いた組織であったといえよう。

B 高利貸活動と社会的分業の問題

惣村的村落共同体の段階で、村落上層が農奴主経営を保ちつつ、加えて地主経営を実現しながら、なお領主化しえなかつた状況を伝えるものに高利貸活動がある。

中家文書のなかに享禄元^戌年（一五二八）三月三日の日付をもつ売券がある。大永八年が享禄元年に改元されたのは八月二十日のことであるから、厳密には享禄元年三月三日という日付の文書は存在しない。したがってこの文書は享禄元年八月二十日以降に書かれたものに間違いはないが、

だからといって偽文書とすべき性質のものではない。文書の内容は田中左近太郎が田地を中左近に売却したことをあらわすものであるが、その売買の事実は八月二十日以後に確認され、その手続がその時点で売券となって確定したのであるが、売買譲渡につながるような実質的な契約は、すでにそれより少なくとも五ヶ月半以前の三月三日になされていたとみなくてはならない。すなわち三月三日に田中左近太郎が中左近から借金し加地子一斗五升分の田地を質入れし、それと同時に中左近が債権者として加地子名主となったのである。八月二十日以降、田中左近太郎が負債を返却することができない事態にたちいたつて、改めて三月三日に遡及して、実態は質入だが田地の売券としてこの文書は作製されたのである。借状が売券として文書化されることは他にも見られるところである。^⑤

当時根来寺の僧侶が広範な高利貸活動をおこなっていたことはすでに刑部少輔畠山政清が根来寺宝持房から銭五千疋を借りたことや、根来寺山伏覚伝が和泉国菟田荘の代官であり、理覚院先師僧正の銭主であったことなどとして著名である。^⑥ 根来寺成真院も中家もまた高利貸を営んでいた。

「中家文書」によると、

天文廿二年癸丑九月廿七日算用状

(利分)
リフン二文字

合新足四十三貫七百卅一文

同米六石三斗二升二合五勺

右件錢米者来秋中返才可申候

野田宮刀禰中より

藏本中左近殿

利二文字という低利さに注目もされるが、それは負債者が野田宮刀禰という特殊事情によるものであらうと思われ他の借状では五文字なども見えるところである。また貸主中左近を「蔵本」と称していることは近世の用語例がすでにこの時代にみえるものとして注目される。黒田俊雄氏はこの中家が、高利貸活動を通じて惣山を売買してゆく動向に注目して、その頽廢的な村落支配を論じている。これは江戸初期の史料を通じての評価であるが、その傾向はすでに十六世紀から広範にみられるところであり、その一部が、すでに第一表として掲げた田地集積の一部となつてあらわれているであらうし、文書にあらわれないもの(債務が清

算されて借状が破棄されたもの)を合計すればその資本は莫大であつたと思われる。

このような在村高利貸を必要とするのは、中央・地方の荘園領主、守護被官などの在地領主国人層から、在地の寺社、農民の諸階層、さらには未解放部落民にまで及んでいる。

いまそれを綜括すると、一つは荘園領主的・国人領主的土地所有にもとづく職の秩序を崩壊させる面と、もう一つは、いわゆる「惣村」の自治的農民的秩序を破壊する面をもつていふことであり、前者は階級としての農民が、階級としての領主を事実上打倒してゆく変革的な歴史過程としてとらえられるし、後者は階級としての地主が階級としての一般農民、封建的半プロレタリア農民を搾取し収奪する反動的な歴史過程として把握される。その顕著な一例を近江国堅田にとつてふれておこう。応仁二年(一四六八)正月、堅田浦衆は京都花御所造管用料を湖上運送するにあつたて、緩怠があつたとして、比叡山の攻撃をうけたが、その抵抗を指導したのは全人衆である。全人衆はもともと供御人の系譜をひく殿原衆に隸属していた直接生産者であつたが、土地占有権をえ、非農業的生産に関与することに

よって、全人衆としての独自の身分的結集と惣村的堅田の結合を強めたのである。しかし殿原衆が戦国大名の被官化する³⁰ことによって惣村的堅田の中世は終るとされている。

しかし惣村的堅田の崩壊を、殿原衆の惣と全人衆の惣という二重構造の中に求めるだけでなく、全人衆の惣そのもの内部に求める必要もあろう。すなわち応仁二年の抵抗は全人衆に指導されたとしても、注目すべきことはその際「^{かせもの}杵」などが参加しているということである。「杵」とは稼者という意味が与えられ、戦国の動揺期に田島の耕作権を奪われ家族分解したのちにあらわれた封建的半プロレタリア農民であり、農奴主経営に参加するが、その人格までは農奴主の所有とはならず、その点で下人とは区別されるとされている³¹。このような堅田の杵は、「地下住人」と記録され、堅田惣の成員であることに間違いはなく、だからこそ闘争にも参加したのである。その杵は「間人・旅人」ともかかれており、³²堅田惣発展とともに、かつては間人、旅人などとして村落共同体から排除されていたものが村落共同体成員になっていたことを暗示している。しかし文明二年、堅田惣は比叡山に礼銭を出し詫を入れて、地下に遷住した。

その礼銭はまず惣次に、すなわち惣全体で出したが、それは堅田惣成員に割り当てられたのであろうし、惣有財産の売却などによる惣そのものの拠出ではなかったことは確かである。というのは下人、譜代下人とよばれる家父長制的に隷属し、したがって村落共同体成員ではなかったものにはその詫銭の割り当てはなかったが、杵は村落共同体成員であつたが故にそれを割り当てられたのである。しかしながら割当詫銭を負担できなかったものは、その時を限りに、村落共同体成員からはずされ、堅田への遷住はできなかったのである。全人衆の中で法住、法西、大北兵衛、法円などは三百八十貫文から八十貫文の詫銭を別に出したようである。

堅田浦の法住に当るもの、それが熊取荘においては中家であり、堅田浦における杵が、熊取荘においては加地子作人と対比させることができる³³とみてよからう。杵がまた小経営農民が惣村的村落共同体成員になったことは、勤労人民の大きな歴史的成果であるが、ために、高利貸資本のまゝに自からを崩壊させねばならない新しい困難な課題を背負っていたのである。堅田法住が紺屋として富を貯えて

いが、中家はこれから述べようとする麴屋として商業活動を
をおこなっていたのである。

郷村制の成立にあたって、上層農民の商業活動が一つの契機となつていることについてはつとに重視されてきたところである。^③しかし、大山喬平氏は、これまでの中世商業史が直面している試練は、零細な小農民たちの貨幣との接触、すなわち下層農民の商品流通への依存を否認しようとして、ついに否認しえなかつたことにあるとして、中世村落の安定的な上層農民とそれに雇仕されて再生産を支える下層農民の存在という二重構造を体制的に維持するために、貨幣の果たした役割を重視した。^④氏の云うように中世商業の担い手が、村落上層農民が零細農民かという、あれかこれかの問題で解決しないことは事実である。だがこの村落内の二重構造を認めたいうえで、さてその構造が、たとえば惣村的村落共同体の歴史にとってどのような役割を果たしたのかということ、これが説明されるべきことではないだろうか。

「中家文書」(京大影写本)のなかに次のようなものがある。

(黒患)
「黒患書」
「クロトリ 中」

宛行 麴室新頭之事

合巻荷者

右件麴室新頭之事、任先例、左近太郎ニ宛行所也、支証為明鏡如斯、但於館場日根野中嶋十一荷之内、仍為後日宛状如件

文明十一^一己天十月十三日

本座(花押)

南座(花押)

新座(花押)

弥座(花押)

僧座(花押)

麴室は酒・味噌製造に必要な麴生産をおこなうものであった。^⑤その麴室が宛行われた左近太郎は端裏書の註記もあつて中左近太郎であり、中家の一人であつたとみてよい。

宛行われた単位たる「荷」について豊田武氏は「座」としている。^⑥その地域的な座に対して和泉国内の諸座頭職(料頭)を統轄する本座・南座などの五座が和泉国和泉郡黒鳥村にあつた。^⑦館場は立場・立庭とも別記し、独占的な売場とみられる。^⑧中左近太郎が日根野村中嶋を館場とする十一

の麴室座のうちの一座の座頭職に補任されたのである。中家と同様、文明十六年(一四八四)七月には、日根野村宮石

丸が日根野村中嶋十一座のうちの一座の頭役を宛行われている。^⑩日根郡の一荘(規模はかなりの大きい荘園であるが)内に十一の麴座があるとすれば和泉国全体では百座を十分に超えていたと思われる。十六世紀になるとこの日根郡の麴室料頭職の宛行者は和泉上守護代松浦守であり、享禄二年(一五二九)十二月二十五日に千楠なるものが松浦守に佐野三ヶ庄の麴室売場を宛行われているし、翌三年二月十四日にはやはり松浦守が日根野村宮内二郎に長滝、安松、岡本、吉見、嘉祥寺、新家、菟田を売場とする麴室を宛行っている。^⑪荘園制的職の秩序に支えられた分業体制下で和泉国全体を統轄する麴室本座は、事実上守護領国の支配体制のもとに組みこまれていたとしても、その分業体制からみれば、麴座頭職を与えられた中家などは、限定された売場に他の座頭とともに平等に参加する麴生産者であり麴の販売商人でしかなかった。すなわち荘園文書、守護関係文書には、身分の低い一人の座人にすぎなかった。しかし堅田浦船頭が上乘り権すなわち立場の売買をしていたと同様に、和泉国の麴生産販売の権利が麴室として、売買されていた。^⑫

売渡申飯室事

合考所者

泉州日根郡是

有日根野村拾一ヶ園^(附)

右件飯室ハ奥刑部売得、雖然、今依有要用、直銭貳拾実文ニ根

来寺小谷泉春房江売渡申^(通)。実正明白也、加地子金升参石、同本

券ソへ申候、売^(場)上へ限佐野河、下ハカシノ井河^(路)、其中佐野三

ヶ所・平・加詳^(寫)寺・吉見・新家・ウサキ田是也、仍為後日正文^(通)

状如件

口入人野ノ源三郎(略押)

売主 ヲクノ形^(刑) 郎^(部) (略押)

享禄貳年カノトノ十二月十三日

買主泉春房

飯室(麴室)が売買されたからといって、ただちに売主がその麴生産販売を止め、買主がそれを集積して麴生産販売を開始し拡大したと単純に考えることはできない。というのはここに加地子三石が記載されているところからみて、麴室の権利が得分として売買されたのであって、売主が、まだその下で麴を直接生産し、またその販売を現地でおこなっていたとみななければならない。その直接生産者を「室屋」というが、十六世紀を通じて麴室が分解し、個別的に麴生産販売をおこなう生産者即商人と、その生産販売を通じて

られた剰余部分を加地子として収取する座頭職所有者に分化したと考えられる。この分業体制の方向、すなわち麴室座頭職の集中が、加地子の集中であっても、生産組織そのものの集中拡大に大経営にはむかわないで、むしろ弱少経営に生産部門が分散されてゆく傾向をみなければならず、これは地主的土地所有をまさに支え、高利貸資本の蓄積にしか向いえないことに対応した未熟な社会的分業の発展方向であったと思われる。その直接生産にたずさわる室屋の存在形態を直接示すものはないが、一つの示唆を与える史料をあげよう。^④

渡し申島之事

アサナハキ子シマ

合一所 (負担ノ記載と四至記載へ省略)

所者紀州阿ら河嶋ニ有是

右件田畠者室屋平五郎雖知行、有依用要、米錢五貫文ニ宛、限

永代、菩提谷七番成真院へ売渡し申こと実正明島也 (中略)

口入 成真院中

大藏公 (筆軸印)

カノトヒシシ
ムロ屋平五郎 (筆軸印)
寛文二年八月吉・

作人 九郎二郎

買主成真院

まいる

紀伊国那賀郡荒川荘キネ嶋にある畠を室屋平五郎が根来成真院に売却したものである。室屋平五郎は別に作人の名前が明記してあるところから、まずこの畠地の直接耕作者ではないと思われるが、農業経営をするかたわら麴室産に当る半農・半工・半商的性格のものと思われる。室屋がまだ村落から離れていないことが注目される。しかも売買された畠地は、荒川荘キネ嶋にあるというが、当時、小字名として「嶋」とあるのは未解放部落の垣内を指し、未解放部落民が嶋以外の耕地を保有することは多いが、未解放部落民以外で嶋内の耕地を耕作するものはほとんどない。したがって作人九郎二郎が未解放部落民の可能性は大きいし、室屋にもその可能性がないわけではない。この問題はあとでふれるとして、和泉地方における十六世紀段階の商手工業者の動向についてふれよう。

和泉国日根郡内において土器屋・米屋などで番頭の地位を占めているものもあるが、飴屋、茶屋、土器屋、紺屋、索麵屋、鍛冶屋、茶屋、桶屋などがみられ、いずれも田地

売券に登場し、農業から遊離しているわけではない。^⑧この点は室屋（麴生産販売業者）がなお村落内に散在し、商工未分離であることと同様である。紺屋に必要な灰の生産も、まだ村落共同体のなかでおこなわれており、まだ小商品生産が一般的に可能な状態ではない。^⑨

また市場は佐野市場があつたが二、七の日に立つ六斎市であつた。^⑩なるほど貨幣経済には農民もかなりまきこまれており、商品流通に参加しなければ再生産の困難な状況にあつた。この市場が在郷町として転換をとげるのは、貝塚御坊が築かれ、そこに寺内町が形成される天文十四年以降であり、いわば小商品生産の萌芽的形成期にあつたとみてよからう。そうすると中家などに集積された米穀はどこで換金されたのであろうか。その一つは、麴室を通じて麴となり、さらに味噌・酒類として立庭内で売買されたり、索麵・餛などに加工されたり、さらに佐野荘内番頭として米屋がいることなどからわかるようにこれらを通じて地域市場で売買されていたと思われる。中家は、荘園制的職の体系に支えられた分業体系に半ば依存し、また地域的市場に半ば依存していたが、まさに地主として地域的市場圏の独

自的な形成を促しつつあつたとみてよからう。

中家と堺との結びつきが当然考えられるがそれを直接に示す史料はない。ただ天正五年（一五七七）一月二十七日、堺商人銭屋から日根郡鶴原荘内にある田地二所、計二反六十歩（加地子合計二石一升分）を直米二十四石で買得している。^⑪堺商人が近隣荘園に田畠を買得し加地子を集積していることからみても、当然中家など上層農民が商品流通・高利貸活動を通じて堺との結びつきがないとは云えない。

また中家所属の古文書は、十五世紀までは概して粗末な紙質のものが多く、十六世紀になると守護代が麴室宛行状に使用した紙質と同様な良紙となってくる。堺とのつながりを考えないでは解決しない問題のように思われる。それも中家などが直接堺商入と結びつくのではなく、永禄三年、佐野荘藤田氏が根来寺から佐野浦銭の徴集を命ぜられているし、信達、嘉祥寺、佐野、近木など海浜に点在する農民的商人や船主などとの連繫を保ちつつ堺その他の港湾都市と接触していたことも考えられる。その際、麴本座や守護代からの麴室料頭職宛行は、もちろん麴室経営や麴、味噌、

酒などの販売にあたっては封鎖的な商業圏にとどめられたであろうが、米穀売買に当っては一種の手形として一定の政治的効力をもちえたものと思われる。しかし混乱した戦国時代にあつて、商業活動を支えるものは、商人自身の實力であり、他地域の商人団との連繋である。紀泉兩國にあつては根来寺をその背景とすることは大きかつたが、ここで物資運送集団としての未解放部落民との結びつきを考えねばならない。

C 小 括

今迄述べてきたことは、主として売券の分析を通じてであるが、この分析には大きなしかも決定的な欠陥がある。といふのは、売券は中家に集積されたものという意味で、やはり農民層の動向を伝えるものであるとしても、地主階級と再生産不可能な弱少農民との関係だけを、おもに示すにすぎないという限界がある。売券は多数であるとしても、そして小作人として登場する人物は多く、また中家と同一の特質をもつ地主階級は、たとえ垣内の集落に一人づついたとしても、惣村的村落共同体成員として再生産を続けていゝる一般農民はそれに数十倍するであろう。これが惣村の中

核であり、勤労農民の中核であり、惣村の歴史を革命的に進ませている。昨日まで柴を荷いで泉南の山路を歩く賤夫が、京都の能師も及ばない猿楽をやつてのける、豊かな中世農村の文化の担いてであつた。^⑧しかし、ドイツ農民戦争がさうであつたように、惣村が荘園支配や守護支配さらには在地領主による支配と闘えば闘うほど、「分裂の芽ばえをもまたたくまに發展させ、すくなくとも、わきたつ大衆のなかの、めいめいの全生活状態によつて、まっこうから対立しあつている構成部分をふたたびひきさき、彼らの正常な敵対的な地位にたちもどらせずにはおかなかつたのである」。^⑨すなわち、村落共同体の土地所有とまっこうから対立してゝる地主的土地所有これである。

中家を論ずるのにも一つ重要なことがある。それは荘園年貢、加地子などを徴集する代官としての側面である。佐野莊の藤田十郎太夫が根来寺西藏院の代官であつた。^⑩中家も根来寺成真院に子弟を送りこんだが、同時に成真院の熊取莊及びその周辺の莊・村の年貢・加地子を徴集する代官であつたとみてよい。なるほど成真院は加地子名主職だけを所有し、地主階級であつたかも知れない。しかし根来寺

は本来、莊園領主として出発したものであったことを疑うわけにはゆかない。

中家は守護勢によって惣村が攻撃をうけたとき、近隣のいくつかの惣村が組郷に結集してこれに抵抗する時、一定の積極的な役割を果たしたであろうし、^⑤ 天正十三年（一五八五）三月、豊臣秀吉が根来、雑賀を攻撃したとき、和泉の農民は根来、雑賀と一揆して、和泉国南郡にあった千石堀、畠中、積善寺、沢の四城に割拠して防戦した。その中の指導者は、佐野十郎太夫、奥左近、菊左近、上之郷源次、日根野源六、大木新太郎、西左近、若左近などに加えて、熊取中左近も入っている。^⑥ なるほど、この農民一揆の背後には紀伊国守護畠山氏と、また戦国大名の一翼を担っていたとも考えられる本願寺があり、また徳川家康がある。しかし、農民一揆としての独自性を失ってはいない。だが反面、その指導者は地主階級であり、農奴主的・代官的側面を拡大し、在地領主に転化しようという運動方向を抛棄したわけではない。しかし在地したまま領主的土地所有を實現するのに必要な、惣村全体の生産力を一般的に高めるいかなる機能も独自には持ちあわせていなかった。

泉南地方の地主階級が、高利貸活動をおこない、加地子収奪をおこないながら、土一揆を指導こそすれ、土一揆の攻撃を受けなかったのは何故か。根来寺の宗教的権威があったからか。実はそれだけではなく、地主階級を惣村のなかで支配階級として支える兵力をもっていた。その一つは惣村から排除されていた未解放部落民にあったと考えたい。熊取莊近辺の未解放部落民のなかには、「且那職」をもつものがあり、その権利が売買され、そこに加地子得分が発生している。^⑦ この「且那職」とは、近世に入って和泉内の未解放部落民が株として所有していた斃牛馬を排他的に処理しうる区画（請場・持場・得意場・入所などと呼ばれている）の占有権をさすものであらうと思われる。^⑧ このように賤視される職業をもち、未解放部落が「宿、嶋」と呼ばれて、本末関係を結び、相互連繫を保ちつつ、再生産をしてきたことは周知のところである。和泉国南郡、日根郡、紀伊国紀ノ川流域の未解放部落民保有の田畠屋敷、且那職を中家や成真院が買得して、その数は全売券のうち約一割を占める。それだけ彼らの再生産が困難であったことにもなるが、中家や成真院がそのような屋敷や且那職を買

ったからといって、彼らが賤民になったのではない。賤民を隷属させる主人となったのである。

文龜二年八月から九月にかけて、佐藤惣兵衛なるものに率いられた溢者の徒党が、和泉国日根郡の農民に重苦しい圧力をかけたことがある。^②この溢者は、根来寺や神於寺の小法師が多かったが、彼らは自分の村を追い散らされたものであったという。近江堅田惣に還任できなかった粹を思い出すが、惣村的村落共同体の歴史的発展段階にあって、農民として再生産を断たれた弱少民の一つの行方は、「粹」「溢者」「賤民」であり、彼らは再生産を、農業日雇層として地主、農奴主の農業経営に参加するか、物資輸送集団として代官や座頭に雇仕されるか、そして惣村防衛に当っては惣村全体の傭兵に、そして地主・農奴主階級の類麿的な兵力になったのである。『紀伊統風土記』には名草郡鳴神村有馬皮田の条で「天正十三年、豊太閤太田城水攻めの時、岩橋莊鎌子地名の屠兒堤を築きて最も力を尽せり、因て此地を与へてこれに居らしむ。これより穢多村となる」^③とある。屠兒＝賤民が軍事力の一担を荷せられていたことは明らかである。ここでは未解放部落の起源が豊臣秀吉と

の関係で述べられているが、その起源は惣村の歴史のなかに求められよう。

地主的土地所有が惣村的村落共同体と矛盾を激化する過程が惣村の起源であり、同時に未解放部落の起源でもあった。慶長十三年（一六〇八）十二月の近江国宇治川原村惣の「条々事書」の一ヶ条に次のようなものがある。

一、先年いつミ村之かわた袖へ参候て、年より牛をかい候て罷り候時、彼下河原にてこしぬけ候を、はうを入、にない候て植村之さんまいへ参候を、宇治川原の与七郎と申者見付候て、何とて此牛へにない候て参行候と、とかめ候へへ、牛くたひれ候間、如此仕由申候を、うち川原ノかわた又と申ものニつけしらせ候へへ、おいかけ申やうニ、此方下河原にてはうを入にない候て参り候儀、不及覚悟申、いろ／＼せんざくニ罷成、郡中惣かわたへ上候へへ悉々かわた罷寄異見申様^{（宇治）}
 ニ、うち川原領之下河原にない越候儀越度之由にて、いつミのかわたを宇治川原之かわた又と申ものへ樽を入、礼を申させ候、則与七郎見付候て、しらせ候儀まんそく之由申候て、かわたの又と申者はいはらかりの手ふくろ一つくれ申候^{（下略）}

下河原をいわば持場とする賤民又の動きが注目されるが、特に、国人による支配からはなれてもはや農民的な郡中惣となっていたと思われる惣から排除されながら、これに對置されて郡中惣皮田の組織があることに注目される。そしてその起源は郡中惣の形成とともにあるといわねばなるまい。^⑤

このような未解放部落民をまさに賤民として惣村から排除することに手をかし、彼らを衛兵に使い、頼みにすることだけで、地主階級は農民身分であり、もともと土一揆という変革的な運動を指導しながら、その全体の歴史を歪曲する役割を果さねばならなかったのである。

- ① 宝月吾吾氏「中世の産業と技術」(岩波講座『日本歴史』中世四)、古島敏雄氏「日本農業技術史」上(第四章中世後期の農業技術)
- ② 戸田芳実氏「中世の封建領主制」(岩波講座『日本歴史』中世二)
- ③ 黒田俊雄氏「村落共同体の中世的特質」(清水・会田編『封建社会と共同体』所収)
- ④ 工藤敬一氏「日本中世の土地所有の理解について」(『歴史学研究』二四二号)がその全般的構造についてのべ、大山喬平氏「國衙領における領主制の形成」(『史林』四三卷一號)同氏の「日本中世の労働編成——灌溉と開發労働の場合——」(『日本史研究』五六号)さらに島田次郎氏「在地領主制の展開と鎌倉幕府法——下地分割法の成立

の法史的意義——」(稲垣・永原編『中世の社会と経済』所収)などは、主として在地領主制成立展開と惣農の問題を論じている。黒田俊雄氏は「鎌倉時代の荘園の惣農と農民層の構成」(『歴史学研究』二六一・二六二号)で荘園支配の中での惣農の役割を分析している。

⑤ 大阪府泉南郡熊取町中克彦氏所蔵文書は、かつて「中氏文書」としてそのごく一部が影写され現在京都大学文学部國史研究室に影写本として架蔵されている。この史料の分析を通じた研究としては、黒田俊雄氏「畿内荘園における在地の諸関係」(『日本史研究』一七号)と宮川満氏「太閤檢地論」第一部(三〇七頁)にその一部を、また簡単にふれられているにすぎない。しかし一昨年、その影写本に数倍し、合計約千点に及ぶ鎌倉時代末から江戸初期にいたる売券を主とした文書を発見した。それは中家自身のものと中家から根来寺成真院に入寺していた僧が、天正十三年秀吉に根来寺が破却された以後、生家に隠棲するに当って持ちかえった根来寺成真院関係の文書である。あるいは持ち帰ったというより、根来寺成真院代官であった中家にもともと保管されていたものかも知れない。以上のことから中家文書は、鎌倉時代末期以後、とくに根来一揆がもっとも華やかであった十六世紀の文書が中心となっている。しかも散逸少なくその全体の動向をかなり正確に伝えうるものと思われる。戦国時代根来寺そのものは、紀泉地方においてそれ自体戦国大名たるの側面をもち、成真院々主大納言坊も、天正十三年根来寺破滅後一時隠棲はするが、徳川幕藩体制が確立する過程で岸和田城を支える徳川方武士根来盛重となり、のち江戸に移って旗本となっている(寛政重修諸家譜千六十九)。中家もまた根来寺を支える有力な土豪的側面をもつ。しかし「政基公旅引付」文亀二年七月二十九日条に、九条家領で中家本貫の熊取荘に南接する日根野村・入山田村の代官職をもったこともある熊取荘下司高田氏の内者藤田

有次がみえるが、この藤田氏と中氏は縁縁関係にあったといふ、両家はほゞ中世末においても同等な村落内での地位にあったとみてよい。守護給人としての在地領主層でもなければ下司代官などとして荘園領主的職に直接つながって熊取荘を支配する立場にもない。基本的には日本中世の荘園制的な身分編成のもとでは、農民身分であったとみてよからう。

中家文書の完全な分析は現在続いているところであって、これはその成果の一部を紹介するにすぎない。

- ⑥ 『政基公旅引付』文亀三年十月二十五日条で、日根野荘東方に対して國方が年貢催促をおこなったとあるが、同月二十九日条で、それが守護方を指すものもあることが明らかである。

- ⑦ 『政基公旅引付』文亀元年三月二十七日以前の条、同月二十九日条など参照。

- ⑧ 『政基公旅引付』永正元年四月五日条に「熊取之給人共之館両三ヶ所シユンチ・行松 悉令焼放チ」とあり、少なくとも三人以上の守護給人が大カイト以下、行松の館は「中家文書」調査の限りでは「大垣内」にあったようであり、一人が数ヶ所に館を構えていた可能性がある。「シユンチ」についてはいまのところ不明である。

- ⑨ 『食野家文書』(『泉佐野市史』史料篇所収)にも当時の売券多く、その中に「公方」に当る記載部分に、公方とは明記していないが「多賀殿御方」と注記されているものがある(一五四・一五五号文書)。この多賀氏も守護被官として佐野荘内に館を構えていることは『政基公旅引付』文亀三年五月十六日条によって明らかである。

- ⑩ 熊取町小垣内にある大森神社のことである。同神社の境内を流れる見出川にかゝる橋を大宮橋と呼んでいる。

- ⑪ 熊取町野田成合にあった菅原神社のことであって、明治四十一年九

月、小垣内の大森神社に合祀された。中盛彬著「かりそめのひとり」と「七一」熊取谷野田村の天神」に慶長十八年当時、中家が宮座の頭役の立場にあったことが史料で示されている。

- ⑫ 「中家文書」

- ⑬ 等原一男氏「真宗における異端の系譜」の巻末に附録として所収されている。

- ⑭ 享祿二年十二月二十四日、行松盛吉田地売券

- ⑮ 『大岡地檢論第一部』(二〇三頁)

- ⑯ 前掲『北京シンポジウム参加論文』

- ⑰ 黒川直則氏「十五・十六世紀の農民問題」(『日本史研究』七十一号)

- ⑱ 当時の売券の特徴として、売買される田地の面積を表示せず「一所」と記すものが多いから、田畠面積の集計値を出すことはできないし、また買得者が加地子名主職を集積することによってえられる加地子量を注記しないものも多く、この集計も不可能である。ただ直米銭はほとんど記載されているから中家や成真院が田畑の加地子名主職集積過程で投じた米銭の集計はかなり正確に出せる。しかし後述するが、中家・成真院は一方で高利貸を営み、この売券も実は質流れに当るものがかなりあると思われ、かれらが投じた高利貸資本はこれに数倍することと思われる。

この米銭高が具体的にどのような実効をもつものかについて適確な材料はないが、『政基公旅引付』永正元年閏三月二・三・四日条によると、盗犯の罰により処罪された入山田荘の中核的農民正門右馬は、田二反十八歩、畠九十歩、二百八十歩の屋敷地をもち、家族は右馬本人と十四才の女子以下三人の子供がいる。その死罪後の跡職を売買すれば三・四十貫に相当するであろうと番頭は述べている。但しこれは

直接耕作権をも含めた領段であるから、加地子名主職の場合とは性質を異にすることはいうまでもない。

成真院のものが永正七年以前にないのは、加地子名主職を買得していないとか、売券を紛失したとかいうものではなく、この後に中家の子弟が根来寺成真院に入寺して、成真院が中家の氏人としてこの段階に成立したものであろうと思われる。

⑮ 熊取町小谷にある法雲山興蔵寺のことであろう。弘安五年紀州由良興国寺の法燈国師の開基といふ、臨済宗妙心寺末。天文年中三好光親がこゝに城を築いたが、そのため天正十三年根来寺の僧の攻撃をうけ焼失することがあったという(井上正雄氏『大阪府全志』巻五、八八五頁)。

⑯ (天浦) 〔端裏書〕「ヲウラヨリ」

(附箋) 「井ケクヒノ衛門大郎カ田アケルトキワヒコト」とあり、附箋の「田アケルトキ」とは田没収、すなわち耕作権の没収を意味すると解してよいであろう。

⑰ 「本米」と表現してあると本年貢米の略ともとれるようであるが、成真院が熊取荘でもつのは加地子分がその殆んどを占めているので加地子分と考えてよからう。あつかい衆の一人として署名する大浦衛門太郎は前項で述べた加地子末進により耕作権を没収されようとした衛門太郎と同一人物である。

⑱ この垣内が中家であるのか、クホ又五郎・ミラカ源三郎の居住する垣内全員を指すのか明らかでない。

⑲ 明治二十二年四月、町村制施行とともに熊取村に合併し大字久保となったが、その中の小字に久保・宮・大浦・和田・上高田・下高田があり、江戸時代の村高は一、二五三石二七〇三であり、熊取村全体の約四分一以上を占めている。

⑳ この章の註⑤で、熊取荘下司高田内者藤田有次というものを紹介し

たが、この内者とは奏者・又代官というような意味であり、この中家の内者とは内容的に異なっている。

㉑ 滝沢脩作氏所蔵文書(宮川満氏『太閤検地論』第三部収録。二七六頁以下)

㉒ 『政基公旅引付』文亀二年十月六日条

㉓ 『公卿補任』大永八年戊子の項参照

㉔ 『政基公旅引付』文亀三年五月二日条

㉕ 『親元日記別録』文明九年四月十日条、文明十年八月二十五日条

注⑤にあげた『日本史研究』一七号論文

㉖ 『本福寺跡書』

㉗ 新行紀一氏「二向一探の基礎構造——近江国堅田を中心に——」

(『歴史学研究』二九一号)

㉘ 松本新八郎氏「室町末期の結城領」(『中世社会の研究』三九六頁)。

『貞丈雜記四』は「かせ者と云ふハ梓者と書く、一向いやしき雑役の人夫也」といふ(松屋筆記)では、「按ニ、カセハ、カセグと同じ人柄筋目にもよらず、みずからかせぎて立身杯するものをカセモノとハいへり」と述べている。

㉙ 『本福寺由来記』

㉚ 石田善人氏、前掲岩波講座『日本歴史』論文

㉛ 松本新八郎氏「郷村制の成立」(『中世社会の研究』三七〇頁以下)

㉜ 大山喬平氏「中世史研究の一視角」(『新しい歴史学のために』一九九号)

㉝ 京都北野社の麴生産の独占は有名であり(豊田武氏『中世日本商業史の研究』一四九・四一九頁)また大和国麴室座は室町時代五座があつて、国内の専売地域を分割し、またそれをめぐって争いもあつた(脇田晴子氏「中世大和における商品経済の発展」『史林』四七卷四号)

㉞ 豊田武氏「前掲書」(三一九頁)

③⑧ 『和泉市史』一巻(三二一頁)

③⑨ 堅田衆も湖上の諸浦にたいする上乗権を所有し、その支配する浦を「タチハ」と称していた。「上乘ヲウリカイニシテ、タチハタチハラサウコクシテ、命ヲ果コト度々ナリ」(本福寺跡書)

④① 京都大学影写本「中家文書」

④② 「中家文書」

請取 新頭之事

右件之飯室者日根野村宮内二郎先祖相伝之私領也、但立場者長滝・安松・岡本・吉見・嘉祥寺・新家・菟田也、任先例、知行不可有相違者也、仍如件

享祿三年庚二月十四日

守(松池) 守(茂押)

文書形式としては、請取状と宛行状を兼ねている。洛中洛外の惣室から三割の運上をとって西京廻座神人が神事をおこなっていたことが知られているが、こゝでも和泉守護代が惣室に補任料をとって、これを支配しようとしていたことがわかる。なお松浦守については『政基公旅引付』に散見される(文亀二年十月二十六日条など)。

④③ 「中家文書」

「中家文書」。なおこの文書の負担部分には次のような記載がある。

今一所者四斗五升ムキ 銭五十文

公事ニ 公銭出ニル

ウネがツ十九ウね

(畝)

ウワマイニアハ一斗四升

夏ムキ一斗四升

公事銭百文

公事銭五十文

きわめて詳細な負担記入であり、室屋平五郎自身が耕作に参加している可能性も大きい。

④④

年号	場所	職名	典出
永喜 1 (1526)	岡田 庄	屋 飴	中家文書
天文 1 (1532)	鶴原 庄	屋 茶	〃
天文 3 (1534)	鶴原 庄	屋 茶	〃
天文 6 (1537)	日根野村 領家方	器 土	〃
天文 11 (1542)	熊取庄 箕和田村	器 土	〃
〃 11 (〃)	鶴原 庄	紺 屋	〃
〃 11 (〃)	近木 庄	索 麵	〃
〃 11 (〃)	〃	鍛 冶	〃
〃 19 (1550)	熊取 庄	桶 屋	〃
〃 19 (〃)	熊取 庄	鍛 冶	〃
元亀 3 (1572)	佐野 庄	米 番	〃

④⑤ 『政基公旅引付』文亀三年九月五日条によれば入山田荘に灰座衆四十余人がお

り、座に加入しないと入山田村内の山で灰を焼くことはできなかつた。

④⑥ 『政基公旅引付』文亀元年六月十七日条

④⑦ 脇田修氏『近世封建社会の経済構造』(二八八頁)

④⑧ 「中家文書」

④⑨ 『政基公旅引付』文亀元年八月十五日条

④⑩ エンゲルス『ドイツ農民戦争』(國民文庫本八九?九〇頁)

④⑪ 『泉佐野市史』(一五六頁)

郷をつくり、互いに連絡しあいながら、守護勢に対抗していたことがわかる。

④⑫ 「貝塚御座所日記」天正十三年三月条、「甫庵大閣記」天正十三年

④⑬ 『政基公旅引付』文亀元年九月二十三日条には、日根野荘・熊取荘・上郷が組

三月条、「根来軍記」「春生隨筆十四」など（いずれも『貝塚市史』第三卷・史料五一～五六頁参照）

㊦ 中家文書のなかで、未解放部落関係文書の一覽表を掲げると次の如くである。

未解放部落民の田畠屋敷旦那職等売買表

年月日	売主	買主	売買物件	直米銭	口入人
明応8・11・4	鶴原ノ聖あんちく佐兵衛	嶋ノ五郎衛門	公田 半	一、五〇〇文	
享祿4・12・15	野々(島)五郎衛門	中左近太郎	新田 六〇歩	二、五〇〇	
〃 4・12・22	野々サル介三郎	〃	島一反小四〇歩	一、五〇〇	五郎衛門
〃 5・2・8	鶴原妙仏又三郎	〃	島 六〇歩	八五〇	野々(島)四郎大夫
〃 5・2・8	嶋 五郎三郎	〃	屋敷 六〇歩	九〇〇	五郎衛門
〃 5・2・15	野々 源二郎	〃	田 小	九〇〇	五郎衛門与七
天文1・11・5	〃	〃	新田 小	一、〇〇〇	
〃 1・11・5	野々右近大夫娘子々々コセ	〃	新田 一五歩	一、〇〇〇	五郎衛門
〃 1・11・5	野々 五郎衛門	〃	名田 半	一、八〇〇	
〃 1・11・5	〃	〃	島 一 所	七〇〇	
〃 1・11・5	野々 刑部太郎	〃	公田 小	一、五〇〇	
〃 1・11・5	野々五郎衛門与七	〃	田 小二〇歩	三、一〇〇	
〃 1・11・20	鶴原茶屋次郎衛門	薩摩	公田 半	一、五〇〇	
〃 1・12・11	嶋 二郎三郎	中左近太郎	島 六〇歩	一、六〇〇	
〃 1・12・28	嶋 二郎三郎	〃	新田 一五歩	六〇〇	
〃 2・2・16	嶋 助次郎	〃	島 一 所	五〇〇	
〃 2・2・26	鶴原茶屋三郎衛門	〃	名田 小	三、〇〇〇	
〃 3・5・2	嶋 太五郎	成真院	屋敷 六〇歩	一、三〇〇	太五郎
〃 3・12・2	嶋 源大夫	成真院	島 一〇〇歩	一、四〇〇	
〃 5・2・10	嶋 道場衛門	中左近	新田 小	九〇〇	介六郎
〃 11・12・8		中左近	新田 半	二、二〇〇	

◇	21・3・11	
◇	21・12・29	嶋村孫二郎
◇	21・12・29	嶋村孫二郎
◇	21・12・29	麻生島羽嶋彦六郎
◇	22・1・22	嶋 宮内
◇	22・1・22	ウス木村万阿弥
◇	永縁 5・11	穨多五郎三郎・太五郎

		新田 三〇歩
		麻生郷島羽嶋田 九〇歩
◇	六〇歩	一、三〇〇
◇	一、八〇〇	鶴原嶋五郎衛門
◇	四〇〇	◇
◇	六、五〇〇	◇
◇	三、五〇〇	鶴原又四郎

⑤⑥ 浅野安隆氏「近世未解放部落成立の一過程」(『部落問題研究』二一輯)

⑤⑦ 『政基公旅引付』文亀二年八月二十一日条など。

⑤⑧ 渡辺広氏「近世における紀州の未解放部落」(『未解放部落の史的研

究』二一七頁)

⑤⑨ 「滋賀県水口町宇川区有文書」、朝尾直弘氏の御教示による。深く

感謝する。

⑥⑩ 郡中惣については、石田善人氏の「甲賀郡中惣と伊賀惣国一揆」(『史窓』二二号)や「郷村制の形成」(岩波講座『日本歴史』中世四)などがある。

(以下次号)

Origin of Sôson 惣村 and its Role

by

Keiichi Miura

Sôson 惣村 in the province of Izumi 和泉, in company with Negoro-shû 根来衆 and Saika-shû 雜賀衆 of Kishû 紀州, had rebelled against the Hosokawa 細川 clan of Shugo 守護, Miyoshi 三好 clan of Sengoku-daimyô 戦国大名, and also against the Oda 織田 and the Toyotomi 豊臣 clans nearly one hundred years around.

This article explains the historical development of Sôson for about one hundred years, as a researching material of the Sôson in the Kumatori 熊取 manor, Hine 日根 county and Nakamura 中村 in the Wakamatsu 若松 manor, Otori 大鳥 county of the Izumi 和泉 province, through the study of landholdings, circulation of goods, activity of usury, and constitution of ranks; considering on a viewpoint of the peasantry the historical achievement which mediaeval peasants had won and the problems they had to carry on their back as a remained task to overcome.

Reception and Imposition in the Chün-T'ien Law 均田法

—Short allowance of K'ou-fên-t'ien 口分田 in the
Tun-huang Chi-chang-hu-chi 敦煌計帳戶籍 and
the treatment of Ting-nan 丁男—

by

Genyu Nishimura

It has been already pointed out that the rate of receiving the K'ou-fên-t'ien 口分田 was low in the census registration of Tun-huang 敦煌 in the era when Chün-t'ien 均田 system was enforced; and according to our recent accounting of reception items in the census records, the receiving rates of K'o-hu 課戶 with Ting-nan 丁男 who were the main object of Pan-t'ien 班田 or Wei-shih-hu 衛士戶, have been proved to generally be low, which, at a glance, may be incomprehensible: But judging from the accompaniment of Chün-t'ien system with the distance between the poor and the rich from the beginning, the heavy imposition of military service in the frontier with many heavy labour works which